

## 第 9 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 21 年  
亀岡市条例第 34 号）の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

平成 29 年 12 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に  
関する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 21 年  
亀岡市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「気象警報発令」を「気象警報発表」に改  
め、同条第 2 項中「午後 6 時までとする。ただし」を「午後 6 時ま  
で」に改め、同項の次に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めるときは、土曜日を除き、開設時  
間を午後 6 時 30 分まで延長することができる。

第 7 条第 2 項中「1 回当たり 200 円」を「1 回当たり 200 円、  
午後 6 時から 6 時 30 分までの利用については、月額 500 円」に  
改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に  
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 放課後児童会の開設時間について、延長保育が必要と認めるときは、土曜日を除き、午後6時30分まで延長することができること。
- 2 延長保育に係る保育料は、通常の負担金のほか、児童一人当たり月額500円とすること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。